

# 健康情報紙

健康は  
食事から

最上保健所の企業健康応援マガジン

平成30年度 第3号



## 改正「健康増進法」

喫煙できる場所 / 喫煙できない場所を知り、**受動喫煙ゼロに!**

★『健康増進法』が改正され、受動喫煙の防止が強化されます(2020年4月1日施行)★

「受動喫煙」とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。  
受動喫煙は、がん、脳卒中や心筋梗塞、早産・流産のリスクを高めるなど健康に様々な影響を及ぼします。

### 改正のポイントは

- 「望まない受動喫煙」をなくすことをめざします。
- 受動喫煙による健康への影響が大きい子供や病気の  
人などに特に配慮します。
- 施設・場所ごとに喫煙できる場所、できない場所を  
明らかにし、掲示を義務づけます。

### ●受動喫煙の健康への影響●

|               |                        |          |                    |
|---------------|------------------------|----------|--------------------|
| <b>目</b>      | 涙、刺すような痛み、頻繁なまばたき      | <b>脳</b> | 脳卒中                |
| <b>心臓</b>     | 心筋梗塞、狭心症               | <b>耳</b> | 中耳炎                |
| <b>血管</b>     | 動脈への悪影響                | <b>口</b> | 歯周病、歯肉が黒くなる        |
| <b>出産・乳幼児</b> | 早産、低出生体重児の出産、乳幼児突然死症候群 | <b>肺</b> | 肺がん、呼吸系の病気の悪化、ぜんそく |

学校・病院  
児童福祉施設等

屋外を含めた施設内が、**原則禁煙**となります



ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

- 事業所等
- 飲食店のうち新たに開設するまたは経営規模の大きい店舗等

### 原則屋内禁煙



<分煙する場合>  
喫煙専用室を設置する  
※出入口に掲示が必要



更に**山形県の条例**では

喫煙専用室等を  
設けないように努める  
こととなっています。

- 既存の飲食店のうち営業規模の小さい店  
(100㎡以下)

### 原則屋内禁煙



<条件付喫煙可>  
※出入口に掲示が必要



更に**山形県の条例**では

望まない受動喫煙の防止  
に努めることになってい  
ます。

### ★出前講座を実施しています★

最上総合支庁では、健康づくりに関する職員出前講座を実施しております。生活習慣病予防やたばこ健康について等の講話を行っていますので、ぜひ、従業員の健康管理や各種研修会等にご活用ください。

### 【問い合わせ先】

山形県最上総合支庁(最上保健所)地域保健福祉課  
〒996-0002 山形県新庄市金沢字大道上 2034  
TEL:0233-29-1267